

京都市上下水道局告示第3号

下記の京都市指定給水装置工事事業者を、京都市指定給水装置工事事業者規程第9条の規定に基づき指定の効力を一時停止したので、同規程第10条第4号の規定に基づき告示します。

平成29年4月6日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 指定効力停止業者

京都市中京区壬生相合町71番地  
三和管工株式会社  
代表取締役 石倉 宏

2 指定停止効力期間

平成29年4月6日から平成29年7月5日まで

(上下水道局水道部給水課)